

令和2年度第2回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 令和2年10月20日（火）午後1時30分～午後3時40分

場 所 議会全員協議会室

出席者 文化財保護委員

相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、岩橋委員、吉良委員、鳥居委員、
松蔭委員、吉田委員、

※欠席委員 大谷津委員、岡本委員、平田委員

小田原市

柳下教育長

文化 部：石川部長、古矢副部長

文化財課：高橋課長、内田担当課長、田村副課長、佐々木係長、

大島主査、峯田主査、西山主事

まちづくり交通課：金子課長、田邊副課長

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 議事

（1）審議事項

市指定文化財新規指定候補物件について

事務局が資料1に基づき概要説明

【質疑応答】

（委員長）

実際のものを見てご意見を持たれた方もいらっしゃると思うがどうか。調書についてもご意見があったらお願いしたい。

（委員）

ご住職が話されていた、成願寺に伝来しご住職に伝わった当時の状態とは？

（委員長）

1幅に4点貼ってあった状態と話されていた。

（委員）

勝山委員と、落款が斜めなのが2あり、それぞれの1幅4枚の締めに行っている可能性があるのではないか、と話していた。

（委員長）

様々な可能性はあると思うが、自分は絵画専門なのでその立場から発言させていただくが、おそらく1幅に4点ずつが、風外が描いた当時から伝来しているとは考えにくい。こ

の大きさの紙に描いたものを貼るというのは、歴史的にもほとんどないといっていると思う。伝統的な掛け軸の作り方でもない。現物があんなってしまったのでご住職しかわからないと思うが、何かの拍子であのような形で伝わったのかもしれない。最初から風外があのような形にしたという確実な証拠があれば調書をつけてもいいと思うが、恐らくそうではないと思うのでそこまでおさえなくてもいいと思う。

(委員)

調書の由緒・沿革等では寺に入った経緯などは不明とあるが、今日のご住職の話だと、比較的新しそうな感じを受けた。経緯は調べにくいことはあると思うが、施入の時期は書けるならば書いた方がいい。このままだと、江戸や明治など古い時代に入ったと受けとめることもできてしまう。

(委員)

今日のお話だと、何代か前からずっとあったということだった。それ以上は追えないのではないか。

(委員長)

私も微妙なところは感じ、知りたくてご住職に質問させていただいたが、答えづらいようでも明確な回答はなかった。何代前かというのは言ってなかった。想像でしかないが、ご住職の近くの代には何かあったのでそれを直したようなニュアンスを私は受けた。

(委員)

寺にはだいぶ前からあったようだ。

(委員長)

今のご住職がどこからか買ったということはないと思う。

(委員)

施入された時期はあった方がいいと思う。

(委員長)

あれば非常に大切なことと思うが、こういうものは個人の所有物なのでどこまでそれを明らかにできるか、という問題も出てくる。国の国宝や重文でも経緯がよくわからないものも多い。国宝の絵画なども伝わっていた場所と今は全然違っていったというものもよくある。ご所蔵者のお立場を懸念してあまり公にしない、ということもある。皆さんはどうか。

(委員)

分かれば、ということでもいいと思う。再度お寺に連絡する折にでも伺うことができれば。

(事務局)

事務局の方から一度ご住職に伺ってみる。ご住職のご意向より、ご回答いただけない場合もご理解いただきたい。

(委員長)

ご住職も、これが小田原市の文化財に指定されることが確実であると伝えると、お考えも変わるかもしれない。あまり強く言うときくしゃくしてしまうので、事務局でうまく進めていただきたい。

次に、調書の備考の参考資料「山田烈（1994）」とあるが、年号が最後にくる書き方もある。歴史の方はこういう書き方をするか。

(委員)

県立歴史博物館では年号が後に来ている。理系では、ここにあるような書き方をする。

(委員長)

岩橋委員がおっしゃったように文系は年号が後、理系は年号が先、という書き方をする。

(事務局)

発行年は、一番後ろですべて揃える。

(委員長)

紛らわしくないようにスペースかカンマで区切ってほしい。(了承)

(委員)

今は元号を併記しないのか

(委員長)

今は西暦だけで大丈夫である。(了承)

(委員)

その他参考となる事項の上から7行目、二見忠兵衛のルビに？があるのは読み方がわからないということか。分からなかったら無理にふる必要はないと思う。

(事務局)

学芸員に確認の上、不明な場合はルビをふらないこととする。

(委員)

画像のトリミングは前より良くなったが、表具の一文字が入っている。一文字は不要かと思う。

(事務局)

極力直す。

(委員長)

先ほどの二見忠兵衛の後の風外「みちひと」とフリガナがあるが、これは「どうじん」と読む。

(事務局)

了解した。訂正する。

(委員長)

ご意見も尽きたようなので、審議会としては、この作品調書ともに市の指定文化財にふさわしいだろうということで、これ以降は事務局の方で諮問に向けての作業を進めていただきたい。

(2) 報告事項

『小田原市歴史的風致維持向上計画』第2期の策定について

- ・第2期計画策定作業の状況報告（取組方針及び全体構成案）と、今後のスケジュールについて

- ・文化財保護委員の意見概要と、計画への反映状況について
 - ・第6章～第8章について
(事業案や歴史的風致形成建造物の指定方針及び、管理の指針となるべき事項)
- 3件まとめてまちづくり交通課田邊副課長、文化財課田村副課長から説明

【質疑応答】

- ・第2期計画策定作業の状況報告（取組方針及び全体構成案）と今後のスケジュールについて

(委員)

歴史まちづくり協議会のメンバーでこれらの文章のまとめ、特に歴史的な内容をまとめられたのは主に小和田先生が中心にされたのか。

(事務局・まちづくり交通課長)

基本的には委員の皆さんに見ていただいている。特に小和田先生お1人に特別に見ていただいているということではなく、それぞれの委員にそれぞれご指摘いただき修正をしている。

(委員)

歴史まちづくり協議会のメンバーで歴史的な専門家は小和田先生だけなのか。

(事務局・まちづくり交通課長)

そうである。

(委員長)

今後のスケジュールについて。これからパブリックコメントなどの予定だが、皆さんのご意見をいろいろ寄せていただき非常に参考になった。歴史的事実とニュアンスが少し違って伝わるようになっている点なども正せた。このように本委員会でも意見聴取をしてもらって非常にいいことだと思った。次の回までに何かあったらまた受け付けていただけるということでいいか。細かい「てにをは」だけでなく、少し大きな事項とかも聴取してもらえると思う。そういうこととパブリックコメントと合わせて、次の機会にまとまった形で資料をもらえる、それをもう一度検討できるという理解でよいか。

(事務局・文化財課長)

委員長ご指摘の通りだが、歴史的風致維持向上計画は、国の指摘で今年度中に策定を終了させなければならない。委員の皆様には申し訳ないが、第3回の文化財保護委員会(12/22予定)はパブリックコメントをしている最中になると思う。皆さんからのご意見を受け付けることはできるが、パブリックコメントについて、どう反映したのか、こういう理由で反映しない、などの最終的なまとめについては事務局にお任せいただきたい。

(委員長)

スケジュールはタイトなのでしかたがない。最終的には事務局にお任せすることとなり、この会で終結とはならない、ということになる。

【質疑応答】

- ・文化財保護委員の意見概要と、計画への反映状況について

(副委員長)

例えば今日配布いただいた資料のP145とP146に下曾我駅周辺の同じような地図がある。前に配られたものと寸分違わぬものが載っていて、タイトルがあるのとないのがある。P145とP146との違いがわかりにくい。早川（木工業）も曾我（梅栽培）も同じような構成をしているが、通常は、Aを示す図、Bを示す図が必要だから載せる、というのが、執筆を担当された方の考え方の違いで、不統一に感じる。 unnecessaryな図を重ねている部分と図が入っていないくてさっぱりとした部分とあり、そういう不統一がある。全体を通して、こういう説明が必要だからこの図を入れましょう、という検証ができていない。スペースが余ったから入れたように見受けられる所もある。図だけでなく、やけに細かく丁寧に書かれた部分と、さっぱりしている部分がある。尊徳さんのところはものすごく丁寧に書かれているが、そうでないところもある。一つ一つがどうというのではなく、このままでも内容に間違いはないと思うが、不統一感を感じている。

(事務局・まちづくり交通課長)

まさにご指摘いただいた通りで、自分たちもそこは感じている。国の協議の中でも、ここには図がないから入れるようにとご指摘いただいたところもある。全体の図の入れ方や表現の仕方は、一貫して統一感を持った形に揃えていきたいと思っており、今調整をしているところ。しばらくお時間をいただかないとなかなか揃っていかない。そのような方向で進めたいと我々も思っている。

(委員)

二宮尊徳の部分について、私が以前に指摘したのは、二宮尊徳の歴史的な評価は難しいため、慎重にすべきであると思ったからだ。今回、上がってきたものを見たら、あまりにも詳細であり、地域にそんなに根差した動きになっているの？といたくなるくらいに書かれている。他と比べて非常に力を入れすぎて、バランスがとれていないように感じた。歴史的な事実を考慮しても、針小棒大に感じた。

(事務局・まちづくり交通課長)

新しく追加した箇所という事もあり、力が入りすぎていると自分たちも感じていた。

(委員長)

確かに地図は目立って、なぜ同じような地図がこんなに出て来るのか、と思うところもある。文言や内容も含めて最終的な調整をお願いします。

(委員)

今勝山委員がお話しされた地図に関連することで、今日配布のP145「曾我で梅の加工が行われている主な範囲」（天日干し）とあり、ピンクの濃いところは梅林で、梅林の中では陰になってしまうので干すことができないのは当たり前の話で、この点線に何の意味があるのか疑問に感じた。不要ではないか。

(事務局・まちづくり交通課長)

地図については文章を補うものとして必要に応じて入れるよう国からも指摘をされている。只今ご指摘いただいた天日干しのところは、そこまでチェックが届いていなかった。確かにご指摘の通りなので、もう一度精査をしたい。

(委員)

むしろ載せるならば、実際に天日干しをやっているお宅をポイントで落とすならまだ意味があると思う。この地図だと下曾我の駅前商店街でも天日干しをやっているように見えてしまう。データとして読み取れないと思う。またこういう図は、例えば 2020 年時点でのデータであるとか、時間軸をきちんと示さないといけない。

(事務局・まちづくり交通課長)

これに関しては内容を確認し直して、どうしたら文面を補完するような地図をうまく入れられるか見直したい。

(副委員長)

同じく地図のことだが、それぞれの何とかに見る歴史的風致の範囲ということで、範囲を示すことは必要だと思う。それ以外の個々の要素の図が別々に示されているのが曾我の梅林だと思う。一番最後に歴史的風致の範囲が載っていて、栽培地、鑑賞地域、農家の範囲もあるので前の 3 つの図は要らないことになる。要素としてこの図は絶対に載せなくてはならない、というのは、歴史的風致の範囲を示すものだと思う。図はどうしてもこれがなくてはうまく説明できないものになり、図の入れ方を体系立てた方がいいのではないかな。それを各風致の説明ごとに違ってしまうとすごく分かりにくく見づらくなってしまう。

(事務局・まちづくり交通課長)

確かに P147 に取りまとめた地図が載っているのですが、載せ方の見直しをして見やすい形にできればと思う。それぞれのところに入れるのかどうかという事も含めてより見やすい方法を国と協議したい。

(委員長)

今のご意見は、第 3 者から見ると、というご意見であり、一生懸命作ってくれているが、少しばらつきがみられるようなので、図との整合性や写真の場所がふさわしいのか、統一を図っていただければ、一つの本として完成できると思う。そのあたりを見ていただきたい。

(委員)

写真や図の関係で、平成 23 年の本計画もそうだったが、写真や図にタイトルはついていないが、番号が振っていないので引用する際にわざわざタイトルを全部表記している。番号を振っていれば、説明文がちがうページにまたがったとしても「図〇番参照」、などの表記ができる。図に番号を振ることによって、活用の仕方も変わって来るのではないかな。また、写真や図のキャプションが長ったらしく、何が書いてあるのかが一瞬では捉えにくい。もっと端的に表題をつけるなど工夫してはどうか。

(事務局・まちづくり交通課長)

図や写真の表現の仕方、番号を振るなど、確かにご指摘の部分もあると思うので、その部分は工夫して読みやすくできればと思う。

(委員長)

図や写真に番号が振ってあるとメリハリがついていいと思う。国との体裁のやり取りはあると思うが、ぜひご検討していただければと思う。

第1章P36 写真のところ、本市に関わりのある早雲・氏綱など、色々な事情があってこの写真を載せていると思うが、載せるなら、重要文化財の早雲像や氏綱像もあるので、せっかく小田原市で出すものであるならそういうものを使ったらいいのではないか。所蔵の方の意向もあるだろうが、ご検討いただきたい。秀吉像は高台寺の重要文化財のものが出ているので、このレベルに合わせた方が良く思う。秀吉像の下から4行目に「関白政権」とあるが、こういういい方はするものか。豊臣政権？秀吉政権？

(委員)

関白政権はおかしいと思う。豊臣政権。秀吉政権でも。

(委員)

無難にいくなら「取り込んだ政権」とした方がいいのでは。

(委員)

関白に就任した以降は、公家とともに、とあると公家中心のように受けられてしまうかもしれないので、関白を取って政権でいいと思う。

(事務局)

そのように訂正させていただく。

(副委員長)

P44の早川のビランジュの別名の箇所、内容的に問題はないが、ほとんどの図鑑はハダカノキやビランジュは使わずに、バクチノキと書かれている。天然記念物の名称は「早川のビランジュ」なのでここはそのままにしておくべき。文章を工夫したほうがいい。和名に関しては学名と違ってどういう言い方をしてはいけない、という決まりはないと思う。地方名がたくさんある種類もあるが、最近の図鑑は統一的になってきてはいる。そういう意味ではバクチノキ。通常はバクチノキで、樹皮のはがれる様子から…とした方がいい。

(事務局)

これは国指定なので今回入れさせていただきたいと思った。文章を直して個別に副委員長に見ていただくようにする。

(委員)

この別名は全国的な範囲を想定している別名かそれともこ早川の地元だけの別名か。もしこの地域限定なら「この地区では」などを入れるのも一つの方法。

(事務局)

その文章が20年前に作った小田原の文化財の説明文からの引用なので、今地元の方が使われているかは確認が必要となる。

(委員)

誰かに聞いてみて使っていなければ外し、使っているようなら考慮しなくてはいけない。

(委員)

言葉や歴史的表現の直しについては後でもいいのか。12月22日より早めに伝えたほう

がいいのか。

(委員長)

第1章はご専門のところと関わると思うので、また前回のように意見を取りまとめてもらい、明らかな間違いなども含めて訂正したものを12月22日に出していただく、ということにしましょう。かなり分量があるので、今気が付いたことがあればこの場でお願いしたい。

(委員)

この文章は誰が文責者で書いたのか。

(事務局)

コンサルが入っており、受託業者に素案を出していただき、それを文化財課の事務職や専門の学芸員がチェックし、修正をした上で先生方に見ていただいている。文体が統一できない所や、文章の多い少ないはまだあると思うが、これからの調整の中で学芸員にも見ていただく予定。

(事務局・文化財課長)

補足させていただく。先ほどのまちづくり交通課長の説明にもあったが、国の3省（国交省、農水省、文化庁）も入った協議を2、3回してきた。文化庁からも学芸員の資格を持った方が参加され全部読み込んでいただいているもの。文化庁の主任調査員からも一言一句細かいところまで見ていただいている状態である。

(委員長)

それにプラスして自分たちの意見が入れば、理想のものが出来上がると思う。

(委員)

具体的なところで、P163の3つ目の段落、「なお、負薪読書の像」の箇所、「小田原市域でも…建立が相次ぎ」の後に、戦時中、その後に昭和3年とあり、時系列がよくわからない。その前の段落では令和2年が出て来る。行ったり来たりで分かりづらい。建立が相次いだのは戦前の話だと思うが、戦後も相次いでいるのか。記載方法を吟味された方がいいと思う。

(事務局)

時系列どおりに記載するなど工夫する。

(委員)

小田原城の史跡の説明などで、「大外郭」とするのか「総構」とするのか。ここでは総構だか、通常は大外郭。総構を使うとなると別の要素が入ってくる。今までの報告書などとの関係もあると思う。一番最初に文化庁から出てきた時の史跡小田原城の保存計画から始まっていることなので、どっちに統一するのか。その辺がわかれば判断しやすい。

(事務局)

総構で統一していく方向で文章を揃えている。

(委員)

歴史的な表記としては大外郭になる。これはまたここではやらない議論が必要になってくると思う。やけに総構がたくさん出ている。

それと、石垣山は豊臣秀吉が東国に築いた唯一の城と表記しているが、東国で唯一と強調するよりは、一番最初の本格的な石垣の城を強調すべきかと思う。見解の相違だと言われればそれまで。

(委員長)

それぞれ持ち帰ってご専門のところを確認して、気が付いたところを事務局に連絡して欲しい。事務局からも投げかけていただきたい。ご欠席の方もいるのでメール等でよろしくお願いしたい。

【質疑応答】

・第6章～第8章について

(委員長)

P225の事業概要の箇所、北條五代祭りの「條」はこれでいいのか。

(事務局)

祭りの名称自体がこの漢字になっている。(了承)

(副委員長)

歴史的風致形成建造物の指定は、文化財に指定されていないものもここで指定できるのか。

(事務局・まちづくり交通課長)

歴史的風致形成建造物の指定の趣旨をご説明すると、お手元の資料2-3、P230を抜粋したものがあり、第7章1.歴史的風致形成建造物の指定の方針にある通り、今後は歴史的建造物の保存活用を推進していくために、これまで文化財保護法や条例などで対応してきたところだが、そこで補えないものを指定していこうというものである。具体的な指定の基準は次の2にあるように、まずは50年以上の建造物であることが大前提で、さらに①活動の拠点か、②市街地環境の維持向上に寄与しているか、③風致の維持向上に寄与しているか、のいずれかに該当するものを指定ができる。指定にあたってその要件を満たしているかということを示していく必要があるので、それを示した上で、指定を受けられるかどうか国の判断となる。

(委員)

P213からいろいろな建物が載っているが、清閑亭事業について、私も静閑亭は見学会などで3回ほど訪れたが、観て、書かれているような別邸文化を体験というところまで至らなかった。別邸文化は他にもたくさん出てきて、小田原や大磯などの特徴だと思うが、自分ではよく分からなかった。別邸文化を体験できるという事はどういうことなのか。呈茶やお花を楽しむことなのか。自分が行った時もお茶会に使われていたが、そういうことが別邸文化なのか。他のところは具体的に事業内容が書かれている所もあった。P226だとマップを作ったり回遊ルートを紹介するなどしているのに比べ、この事業は明確でない。非常に歴史のある別邸だと思うが、どうしたものか、とってしまう。

(事務局・まちづくり交通課長)

まさにどう活用して小田原の魅力を伝える施設として使っていけるかが境なのかと思う。

現在文化政策課がリーダーになって当課も交えて関係所管でこういった歴史的建造物の利活用をどのようにしていくか検討している。例えばどういうところに利活用してもらうのか、利活用事業者をどこでどうやって探すのか、どう探せばうまくできるか、などを今具体的に検討しているところである。そういう意味では目標としてこういう形を目指したい、という願望が入った文面になっているところもある。ご指摘の点も確かにあると思う。将来的には別邸文化を感じていただけるような、利活用が図れれば、と考えている。

(委員)

関連して、例えば建物の別邸文化を体験する、とあるが、ここに具体案を載せてもこの建物を維持・管理・運営しているのはNPO法人で、NPOの考え方で運営されてしまっている。市としての建物の運用の指導・チェックが必要になってくるのではないか。民間に委託して広げるのはごく一般的な方法だが、NPO法人や団体に委託した後は何かチェックした方がいい。

(委員)

市はどのような発信をして、利用者がそれをどう受け止めるかのマッチングがうまくいかない理由を考えた方がいいのではないか。小田原市は別邸文化という言葉に対して、どのような概念規定をしているのか。別邸文化はこういうものであって、訪れた人にこういうものを伝えたい、見せたい、というものはあるのか。それがないとNPOが運営する際、小田原市が目的や運営のむ方針などを伝えていると思うが、それが伝わらなければ利用者に別邸文化、といっても何?になってしまう。歴まち資料の至る所にふわふわした言葉で概を語っている箇所が多く、何を言いたいかわからなくなってしまっているのではないか。この辺りをきちんと詰めないと、物は出来上がっても残るものにならないのではないか。

「別邸文化」、という言葉を作った時に、当然に概念規定をされていると思う。それが伝わっていないと思う。

(委員)

清閑亭に行っただけでは分からないですよ。

(委員)

「文化」という言葉は人によって幅広い解釈があると思う。優れたものやきれいなものも文化だが、人間の行動も生活文化だし、すべて文化。別邸を作った人の建物に入る、ということも、広い意味でいえば別邸文化を体験するという事になると思う。文化という言葉の概念を理解していれば理由づけもできると思うが、今のままでは分かりにくいと思う。

(委員)

軽井沢の別荘文化と違うのか同じなのか、小田原はどう発信するのかということを中心にしている方が、他所と違う視野が開けてくるのではないか。

(委員)

ここには、別邸文化を体験と書いてあるが、建物があってそこに入ったこと自体が体験、ということとは違う何か仕掛けが設定されるのではないかと思う。

(委員)

一般の方は建物に入っただけでは体験とは思わないと思う。

(事務局・文化部副部長)

小田原では別邸の邸と庭園を使って「邸園文化」というものを総合計画の中に位置づけている。先ほど軽井沢の例をお話いただいたが、歴史的なつながりの中で特に近現代になって人と人とのつながりの中で小田原に数々の別邸が持たれたという歴史的な側面から、建物と庭を十分楽しんでいただくことに力を入れてきている。これまで清閑亭は運営主体のNPOが中心となり数々のイベント、例えば当時の食を再現するイベントや茶の湯のイベントや、ガイド協会も、シルバー大学の卒業生という事ではなく、独自の研修制度を設け市職員が講師を務めるなど研鑽を積んでいただいている。小田原の場合は建物だけでなく、歴史的な人物やそのつながりを見せながら進めてきたのが別邸文化の発信だと理解していたが、訪れた方にその場でわかっていただけではないのは、情報発信の仕方や、丁寧な説明が足りなかった部分があるのだと思う。イベントがなくても日常的にその建物に入れば、背景となる時代の空気感を感じていただけるようなものを見せていかなければならないと感じている。

(委員)

そうすると、大磯との違いはどうするのか。近現代史の視点からみると、大磯の別邸には政財界の重鎮が集まり、政治的に重要な場所でもあった。しっかりした方針を持って、どう違うのかをはっきりさせた方がよい。

(事務局・文化部副部長)

建物で括するという考え方もあるが、小田原は交通の距離の問題があり、中心からの距離や、箱根を控えていること、山縣公から始まる人の流れ、というのが一番大きなところだと思う。小田原ならではの売り、などを計画の体系として考えていきたい。

(委員)

山縣の別荘は大磯にもあったので非常に難しいと思う。東海道沿線はある意味政治都市で、小田原には、政財界の方が数多く来ているが、小田原は政治的都市としての要素はあまりないように思える。大磯は『原敬日記』などにより、重要な政治決定がされてきたかが分かる。

小田原はどちらかというと茶の湯に特化した、ハイクラスの人たちの文化があって、市民にどういう影響を与えたかなどを含めて歴史的にもっと掘り下げの方がより分かるのではないかと思ってきた。

(事務局・まちづくり交通課長)

山縣有朋が板橋に居を構えたところから関係する方々が集まってきた、というのは認識していた。自分も平成15年頃に国交省が庭園文化を公園緑地制度を使ってどう守るかを検討する時に、葉山から大磯、小田原とみていただき、そのころから携わってきたところでもあるが、ご指摘の通りどう差別化をして小田原らしさを伝えていくのかという事が難しく、ポイントになると思った。今ご指摘いただいたところを参考にしながら工夫をしていきたい。

(委員)

こういう機会はめったになく、同じことに向かって意見を出し合って、話し合っていて、

とてもいいものができると感じた。

(委員長)

山縣有朋がいたのは確かだし、人物＝誰がそこにいたかというのは重要なカギとなるだろう。

(委員)

さらに箱根という景勝地があるのが大磯と全く違うところで、そこは強みになると思う。

4 その他

(委員)

郷土文化館でやる中里遺跡の展示会について。テーマは「弥生的生活のはじまり」とのことだが、中里の存在そのものと、縄文、弥生時代の理解が、狩猟採取生活から農耕稲作生活へという一辺倒の説明ではもう収まらないようになった。展示だけではなく、そうした現状を、講演などで補うことはできないのか。

(事務局・文化財課長)

今年は講演会や研究報告会・発表会はコロナの影響でやむなく中止とさせていただいた。人がついて説明というご意見もあったが、今年は展示のみとさせていただきたい。去年の埋蔵文化財の発掘調査の記録を冊子でまとめる予定で、そういうものを配布できれば、と思う。

(事務局・埋蔵文化財係長)

講演会が中止になったので、代わりに講演内容をお知らせするための資料を、通常は学術的な難しいものを作成しているが、今回はこの機会にもう少し一般の方向けの分かりやすいタッチで展示に合わせた資料（冊子）を作成している。無料で配る準備をしている。

(委員)

市指定の文化財候補物件について、現時点では候補がここまであって、それ以外に候補として挙げていく予定であることを今回の会議で話すという事ではなかったか。

(委員長)

一覧表が欲しいということで、前回の会議資料につけていただいたと思う。

(事務局)

ここ数年の候補物件の決め方は、まずは事務局である文化財課がお示しをしてそれについてご指導をいただきながらご審議いただき決定していく、という流れが基本である。他に委員さんから指定すべき案件があれば随時ご提案いただき、リストに加えることができる、というように以前整理させていただいた。従って、前回会議資料に候補一覧は上げさせていただいたが、これは一覧に入れるべきでない、と言うものがあつたらそれもご指摘いただきたい。現在のサイクルでは、今ご審議いただいている案件を指定していくという作業になるが、来年度以降の次のサイクルの中で新たに指定すべき物件についてご協議いただくという流れになる。

(委員)

4年前に、新光明寺の阿弥陀如来が候補に挙がっていて、指定しようと思っていたら修復されてしまってできなくなったことがあった。こういうこともあるので、ある程度保管状況を確認した方がいい。

(事務局・文化財課長)

検討させていただく。

(委員長)

指定というのは継続的にやっていくという事で、そこは心がけていただきたい。適宜こちらの本委員会になげかけていただければと思う。

(委員)

3年前にも確認したが、閉鎖になった小田原少年院が法務局から財務省に移管される機会をとらえ、少年院の北側の堀沿いに小田原城の大外郭の堀がずっと続いているというのが現状でもくぼみや土塁の残存等で確認できるので、小田原市で買い取るなりしたほうがいい。そのあたりの動きはどうか。

それと前にお話しした箱根口門、30年以上前にこの文化財保護委員会で決議し、国の指定を受ける手続きを進めている最中に、市側により文化庁から取り下げられてしまった経緯がある今も公有地ではあるが、やはりきちんと指定したうえでしかるべき保存活用を考えた方がいい。北条時代にもその可能性があるが、江戸時代に一時大手口として整備された場所でもある。小田原城の大手がどちらを向いているかというのは、城のひとつの表徴であり、重要なことだ。だから、改めて指定を受けられるよう、国と協議をした方がいい。

それに関連して、以前に国の指定史跡に当たり市や町などの自治体から国に対し指定すべきだと言うことはできないと伺ったが、それはありえないのではないと思う。そうした国指定史跡の指定にいたるまでの手続きについて、国から指示書のようなものが出ているのであれば、教えていただきたい。

(事務局・文化財係主査)

以前にもご説明したが、前の文化財保護法では地域の自治体から指定についての申請書上げる形だったが、今では国が指定をするのだから自治体からは意見具申書を挙げることとなった。つまり決定するのは文化庁、という部分が色濃くなっただけのこと。なので、地元からこれは指定にふさわしいと思うけどどうでしょう、と協議することはできる。

(委員)

石丁場の時は意見具申書を出した。文化財保護委員会で現地も見てきた。百姓曲輪やそういう部分については、意見具申も、「そのようなものは地元の委員会に見せることはなしだ」、とおっしゃったことを記憶している。

(事務局・文化財係主査)

小田原城跡自体は国指定史跡としての評価が定まっており、百姓曲輪等はそこに新たに追加指定されるという内容であり、その史跡の価値を議論するものではないので、これについては保護委員会にかけずに意見具申書を上げさせていただく、というお話をした。

(委員)

非常に特異な考え方ではないか。

(事務局文化財担当課長)

少年院の北側の堀の今の状況について。前回も少しお話ししたが、法務省から関東財務局に移り、関東財務局が処分の権限で整理するというお話をしたと思う。まだ法務省の所管で、県が、発掘調査の一部をやり、土壌汚染の調査も中央で行ったが、北側の堀のところはまだ発掘調査していない状況。法務省もまだやるべき調査があるようで、財務局への移管が済んでおらず、こちらでも今のところ直接動きようがない状況である。市の企画部でもその土地の動きを継続的に確認しており、動きが出たら文化財課に連絡をもらえることになっている。うまくいけば北川の堀沿いの堀があったであろう部分も史跡公園的なものが整備できればと考えている。

また、箱根口門のところは、国指定史跡の手続きの話が松蔭委員からあったが、実際には箱根口門の石垣の手前の広場がほとんど公有地で、三の丸土塁につながる形で抑えてあり、遺構は守られていると考えている。確かに国指定史跡にすれば、遺構の保護も強力にできると思う。前段階で測量や登録手続きなど処理すべき手続きもある。史跡指定や公有地化については優先順位もあり、民間の方で重要なところを申し出てくださっている方もあるので、全体を見ながら進めていきたい。箱根口門も大事なところであるので、将来的にはできるところを復元するという話もでてくるかもしれないし、その辺りも踏まえながら進めたい。

(委員長)

その辺はよく吟味していただき、行動に起こせる準備をしていると理解してよろしいか。

(事務局)その通りである。

会議終了

・次回日程 12月22日(火) 午後1時30分から 小田原市役所601会議室